

5. 食品トレースの実態と課題

—— 食品表示偽装は防げるか ——

国民生活センター 相談調査部 吉松恵子

k-yoshimatsu@post.kokusen.go.jp

はじめに

食品トレースとは何か？

食品トレース（「トレーサビリティ」とも）

食品の生産、処理・加工、流通、小売の各段階の情報を記録し、どの段階でも食品の情報が把握できるようにする仕組み

I. 食品トレースのメリット

1. 事業者のリスク管理が容易になる

- 1) 食品事故が起きたときに、迅速な回収・撤去ができる
- 2) 流通経路をさかのぼることによって、原因を究明し対策を講じることによって被害の未然・拡大防止ができる
- 3) 事故を起さないための改善措置、流通再開、再発防止が迅速にできる

2. 事業者の業務の効率が向上する

生産、処理・加工、流通、販売に関わる事業者間の受発注処理、在庫管理、物流管理の効率化が図れる。

3. 表示に対する消費者の信頼性が高まる

II. 食品トレースの実態

1. トレースを義務付けた法律とその規制の概要

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」 2003年6月公布

（略称は「牛肉トレーサビリティ法」）

○2003年12月1日 生産段階の措置スタート

＜耳標の装着と出生、異動などの報告義務＞

○2004年12月1日 流通段階の措置スタート

＜牛肉の個体識別番号の表示と取引記録の保存義務＞

◇インターネットで生産履歴を公開

（独）家畜改良センターのHPに個体識別番号を入れると生年月日、性別、種別、母体の個体識別番号、飼養地、異動内容、異動年月日、住所、名称などが判明する

★ 2001年に日本国内で初めてBSE（牛海綿状脳症）に感染した牛が確認されたことによりこの法律が制定された

2. 事業者の自主的なトレースを促進する法律に基づく制度

1) 生産公表 J A S 規格

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づき、事業者が自主的に食品の生産情報（生産者、生産地、農薬や肥料の使用情報など）を消費者に正確に伝えていることを第三者機関である登録認定機関が認定する制度

2) J A S マーク制度

農林水産大臣が制定した日本農林規格（J A S 規格）による検査に合格した製品に J A S マークをつけることを認める制度

製品に J A S マークを付けることができる事業者は、農林水産大臣の登録を受けた登録認定機関から、製造施設、品質管理、製品検査、生産行程管理などの体制が十分であると認定された事業者（認定事業者）。

認定事業者は、製造施設の維持管理や品質管理、生産行程管理の実施状況などが引き続き十分であるかについて、登録認定機関の定期的な監査を受けながら、J A S 規格を満たしていることを確認し、製品に J A S マークを付ける。

3) J A S マークのいろいろ



① J A S マーク

品位、成分、性能等の品質についての J A S 規格（一般 J A S 規格）を満たす食品や林産物などに付される。

② 特定 J A S マーク

特別な生産や製造方法についての J A S 規格（特定 J A S 規格）を満たす食品や、同種の標準的な製品に比べ品質等に特色があることを内容とした J A S 規格（りんごストレートピュアジュース）を満たす食品に付される。

③ 有機 J A S マーク

有機 J A S 規格を満たす農産物などに付される。有機 J A S マークが付されていない農産

物と農産物加工食品には「有機○○」などと表示することができない。

④ 生産情報公表 J A S マーク

生産情報公表 J A S 規格を満たす方法により、給餌や動物用医薬品の投与などの情報が公表されている牛肉や豚肉、原材料や製造過程などの情報が公表されている加工食品等に付される。

4) 生産情報公表 J A S マーク制度がある食品

- ◇ 牛肉 2003年12月施行
- ◇ 豚肉 2004年12月施行
- ◇ 農産物 2005年7月施行
- ◇ 豆腐、こんにゃく 2007年5月施行
- ◇ 養殖魚 検討中

5) 公表される生産情報の内容

- ◇ 牛豚肉：出生年月日 雌雄の別、管理者名・住所、飼養施設の所在地・飼養開始年月日、とさつ年月日、と畜場の名称・所在地 管理者が使用した飼料・動物用医薬品など
- ◇ 農産物：生産者、畑の所在地 収穫機関 農薬、肥料など
- ◇ 豆腐：原料大豆の原産地名 種類、生産年、凝固剤の物質名、殺菌方法、製造業者名・住所、問合せ先など

3. 行政が応援する民間の自主的な取組み

1) 青果ネットカタログ「SEICA」

オープンでフリーな農産物データベース（2002年8月23日運用開始）

（財）食品流通構造改善促進機構 （独）農業・食品産業技術総合研究機構

食品総合研究所が開発・運用する公式サイト

2) SEICA の仕組み

生産者が **SEICA** のHPにアクセス、生産物、生産者、出荷情報などを登録



SEICA が生産者にカタログ番号が付与



生産者がカタログ番号を商品の包装に表示



流通業者、消費者がカタログ番号を **SEICA** のHPに入力して生産情報を入手

3) 入手できる生産情報：商品名、ブランド、生産者名、畑の住所・広さ、使用農薬名、肥料、出荷者情報など

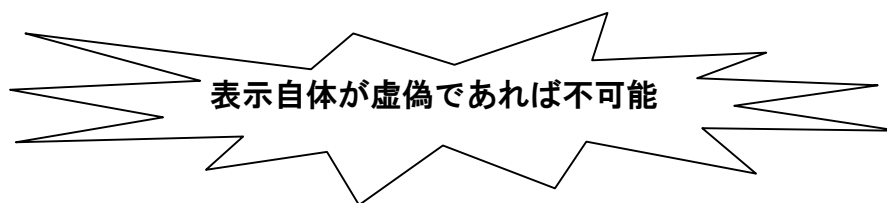
4) 商品情報は信頼できるか

商品情報は登録者が入力したもの、情報の正しさは提供者の良心に負う。情報の正しさ、妥当性をシステムの所有者は確認していない。

【システムの利用による不利益が生じてもシステムの所有者は責任を負わない。】

Ⅲ. 食品トレースによって表示偽装は防げるか

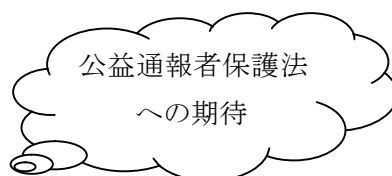
1. 食品トレースは情報自体の信頼性を担保するものではない



2. 食品偽装はどうして発覚したか



3. 表示偽装を防ぐ方法はあるか



Ⅳ. 中国産冷凍ギョウザ農薬混入事件の教えるもの